

教 学 第 2771 号
令和 4 年 2 月 21 日

各小中学校長 様

浜田市長 久保田 章 市

浜田市教育委員会
教育長 岡 田 泰 宏

まん延防止等重点措置の適用終了に伴う学校の対応等について（通知）

島根県に対するまん延防止等重点措置の適用が令和 4 年 2 月 20 日（日）をもって終了しました。

つきましては、令和 4 年 2 月 21 日（月）以降の市立小中学校の対応を下記のとおりとしますので、各学校において、適切に対応いただきますようお願いします。

なお、引き続き、本人及び家族の健康並びに感染に不安のある児童生徒が保護者の判断で登校しない場合に、学校長の判断により欠席扱いとはせず、出席停止とすることができると保護者へ周知してください。

また、下記の取扱いについて、各学校のホームページや一斉メール等を活用して、保護者への周知に努めてください。

記

1 まん延防止等重点措置の適用終了後の対応について

市内において感染確認が続いていることから、「浜田市立小中学校の学校再開について（令和 4 年 1 月 28 日付け教学 2586 号）」で通知した対応（放課後の子どもの居場所を除く。）を継続します。

期間は、令和 4 年 2 月 21 日（月）から令和 4 年 3 月 24 日（木）までとします。

2 放課後児童クラブについて（小学校のみ）

「放課後の子どもの居場所」は、予定どおり令和 4 年 2 月 18 日（金）で終了しました。

令和 4 年 2 月 21 日（月）からは、放課後児童クラブを通常どおり開設します。

3 問い合わせ先

（学校の対応に関すること）

連絡先 浜田市教育委員会学校教育課
電話 0855-25-9710

（放課後児童クラブに関すること）

連絡先 浜田市子育て支援課
電話 0855-25-9331